

交通費などの割引・助成



1 心身機能回復に係る通院・通所交通費の助成

医療機関や通所施設等へ通う際にかかる交通費の一部を音更町が助成する制度です。

●対象者

音更町内に居住し、音更町から各種手帳または各種受給者証の交付を受け、自宅から事業所や医療機関まで通う距離が片道2km以上ある方

ただし、片道2km未満の方でも、路線バスなどによる運賃の自己負担がある方は、対象となる場合があります。(生活保護世帯は対象外です)

●交通費の助成対象範囲

1	腎臓機能に障がいのある方が、人工透析を受けるため通院する際の交通費
2	腎移植に係る抗免疫療法の更生医療を受けている方の十勝管外の医療機関へ通院する際の交通費
3	精神に障がいのある方が、デイケアや社会復帰訓練等のため施設等に通所する際の交通費
4	心身に障がいのある方が、機能回復訓練等のために下記のサービス等に係る施設等へ通所する際の交通費 【対象】生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型、地域活動支援センター
5	難病等の治療のために十勝管外の医療機関へ通院する際の交通費
6	肢体不自由のある児童が、リハビリ等を受けるため通院や訪問を受ける際の交通費
7	療育が必要と認められる未就学児または就学児が通所する際の交通費
8	特別支援学校へ通学する際の交通費(特別支援学校の助成を受けることができる場合は対象外)
9	医療的ケアや育成医療を受けている児童が、十勝管内の医療機関では対応できず、やむを得ず十勝管外の病院へ通わなければならない際の交通費

●支給額の算定基準(月額支給限度額は3万円です)

交通機関	補助対象経費	補助率
バス・鉄道・航空機	往復の実費運賃(領収書が必要です)	1/2
自家用車	往復の距離(km)×30円	
任意団体バス	バスの運行に要する諸経費÷利用者数	
タクシー※	往復料金	

※タクシーの利用は、人工透析のために通院する場合で、他の交通機関が利用できない特別な事情のある方のみ対象となります。必ず、事前に相談をしてください。

さらに、各通院日と同一日付の領収書がない場合は支給できないことがあります。

●申請に必要なもの

- (1) 通院・通所証明書(用紙をお渡ししますので、通所先や病院に作成をお願いしてください)
- (2) 特定疾患医療受給者証等又は小児慢性特定疾患医療受給者証(難病の方のみ)
- (3) 十勝管外の医療機関で医療を受けざるを得ない旨の申出書(助成対象範囲の9に該当する方)
- (4) タクシーを利用する旨の申出書(事前にタクシー利用の申し出をした方のみ)

※訪問リハビリや介護タクシーを利用した場合は領収書が必要になります。

●申請・問い合わせ先

役場福祉課または木野支所

2 自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある方が、就労や社会参加のために自動車運転免許を取得する経費の一部を助成します。

●対象者

4級以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、または同程度の障がいがある難病患者など

●助成額

100,000円以内

●申請に必要なもの

- (1) 現在お持ちの手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- (2) 運転免許証
- (3) 運転免許の取得に要した費用の領収書の写し
- (4) 口座振替先の分かるもの（通帳やキャッシュカードの写し）

●申請・問い合わせ先

役場福祉課または木野支所

3 身体障がい者用自動車改造費助成事業

身体に重度の障がいのある方が、社会復帰の促進を図るために自ら所有、運転する自動車の改造（操行装置・駆動装置）または自ら通学など（通院は除く）をすることが不可能な重度身体障がい児の就学などが可能となるよう、その保護者が所有する自動車の改造費用の一部を助成する制度です。

必ず改造する前に申請が必要です。

●対象者

上肢、下肢又は体幹に係る肢体不自由の級別が2級以上の身体障害者手帳を有する人、同程度の障がいがある難病患者など

●助成額

改造費用の額に応じて、200,000円以内
ただし、申請者の所得に応じて下表の所得制限があります。

【所得制限限度額】

扶養親族の数	本人	扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

●申請に必要なもの

- (1) 改造を行う業者が作成した見積書
- (2) 身体障害者手帳
- (3) 運転免許証
- (4) 口座振替先の分かるもの（通帳やキャッシュカードの写し）

●申請・問い合わせ先

役場福祉課または木野支所

4 JR旅客運賃割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている種の区分（第1種又は第2種）に応じて、次に定める範囲で運賃が割引になります。

区分	条件	割引範囲	割引率
第1種	介護者とともに乗車する場合	本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券、回数券、急行券 ※特急券は割引対象外です。	50%
	単独で乗車する場合	片道101km以上の普通乗車券	
第2種	介護者とともに乗車する場合 (12歳未満の方のみ)	本人及び介護者が同一種類・区間を利用する際の介護者1名分の定期乗車券	
	単独で乗車する場合	片道101km以上の普通乗車券	

※ 各券を購入する際に、窓口で手帳を提示してください。

★ ジパング倶楽部特別会員制度

入会すると特急券及び急行券、グリーン券等が割引になります。

入会資格	身体障害者福祉協会音更分会の会員で、男性60歳、女性は55歳以上の方	
割引率	年20回利用できます。(初回～3回 2割引、4回～20回 3割引) ※期限内の更新は、初回から3割引	
割引きっぷ	特急券（新幹線（「のぞみ」「みずほ」を除く）、在来線）、グリーン券、座席指定券 （片道又は往復で201キロメートル以上） ※寝台券、グリーン券（個室）グランクラスを利用する場合の特急券とグランクラス料金、すでに割引になっているお得なきっぷ等は割引になりません。	
入会の手続き	身体障害者手帳を持参し、身体障害者福祉協会音更分会事務局で手続きをしてください。	
入会費用	身障音更分会年会費 1,000円 ジパングクラブ年会費 1,400円 振込手数料 152円	計2,552円
問い合わせ先	身体障害者福祉協会音更分会事務局 (役場保健福祉部福祉課障がい福祉係) 電話番号 42-2111	

※4月27日～5月6日、8月11日～8月20日、12月28日～1月6日は割引できない期間です。

5 バス運賃割引

JRの割引制度とほぼ同様で、乗車距離に関係なく50%の割引制度があります。

身体障害者手帳または療育手帳の提示が必要です。

バス会社により異なる点もありますので、不明な点は各バス会社にお問い合わせ下さい。

※平成24年9月30日から、精神障害者保健福祉手帳を持っている方が、管内路線バスに乗る際の金額が半額に割引されています。

ただし、手帳に顔写真が貼付されている場合に限りです。貼付されていない場合は顔写真(縦4cm×横3cm)を持参して手帳の再交付申請を行う必要があります。

6 タクシー利用料金割引

身体障害者手帳または療育手帳の提示により、10%割引になる場合があります。

詳しくは、十勝地区ハイヤー協会(電話番号66-7063)までお問い合わせください。

7 航空運賃割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(顔写真付きのものに限る。)をお持ちの方は、航空運賃の割引が受けられます。

※ 航空事業者により異なりますので、詳しくは各航空会社の窓口にお問い合わせください。

8 有料道路(高速道路等)通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳を交付されている方は、事前に手続きをすると有料道路通行料金が割引されます。

なお、有効期限は2年間となっていますので、継続して割引を受けようとする場合は、更新手続きが必要です。

対 象 者	障がいのある方本人が運転する場合	身体障害者手帳の種の区分が「第2種」の交付を受けた方
	介護者が運転する場合	身体障害者手帳の種の区分が「第1種」または療育手帳「A判定」の方
割 引 率	50% ※ETCを利用する場合は、割引を受ける前の料金の50%	
持 参 す る も の	①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録する自動車の車検証(1人につき1台まで) ③運転免許証(本人が運転する場合) ※ETCを利用して割引を受ける場合は、以下のものも必要です。 ・ETCカード (本人名義のものに限る(20歳未満の場合は、親権者等でも可の場合あり)) ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの (車載器セットアップ申込書・証明書等)	
申請・問い合わせ先	役場福祉課または木野支所	

※1 法人名義、事業用、営業用、代車等は対象となりません。

※2 登録できる自動車は、障がい者本人または家族名義のものに限ります。

※3 有効期限の2か月前から更新申請が可能です。